

陳情第3号

子どもたちの甲状腺エコー検査の費用の助成を求める陳情書

(陳情趣旨)

国から汚染状況重点調査地域に指定された千葉北西部9市として、関東圏の被ばく地域における市民、特に子どもの健康を見守っていくための対策を国に求める積極的な活動をしてきてくださっていることに感謝しております。

福島第一原発事故からまもなく5年が経過し、市による除染効果もあって、空間線量は低減してきております。しかし、残念ながら、内部被曝に係る対応がまだ十分ではなく、国は健康調査の範囲を福島県内に限定し、福島よりも高濃度の放射性物質が定着している地域における健康調査を行おうとしません。事故直後の平成23年3月15日にこれらの地域を覆った高濃度の放射性プルームによる子どもたちの初期被曝の影響も分からないままです。

チェルノブイリでは、国が健康調査を開始したのが事故後5年目でしたが、すでに健康障害が顕著になっていたことはご承知のとおりであり、これからが一層子どもの健康を見守る体制を整えていくことが大切になってくる時期と考えます。特に甲状腺がんの多発は、福島県民健康調査においても認められています。

この事実を重く見ている茨城県の自治体が、千葉県においても柏市と松戸市が、子どもたちの甲状腺エコー検査の助成を今年度から始めました。次年度からは、我孫子市が他の検査に追加して開始します。また、それ以外の市でも検討することになったところがあるようです。

流山市におかれましても、上記の汚染状況のうち特に初期被ばくの事実を鑑み、未来を支える子どもたちの健康を長期に見守り続けるため、個人の負担が重くならないよう検査費用を助成していただけますようお願いいたします。

(陳情項目)

- 1 平成23年3月の福島第一原発事故当時18歳未満だった子どもの甲状腺エコー検査費用を助成してください。
- 2 学校保健法第8条において5年間の保存が義務付けられている学校健診の結果を10年以上保存してください。

平成28年2月5日

陳情者

流山市議会議長 海老原 功一 様